

No.
62

の**情報**

ごみ ステーション！

問環境センター ☎ (23) 0022

排出ルールを守りましょう

収集当日は、午前9時まで(できるだけ9時に近い時間)に出してください。ごみ収集日は、ごみカレンダーをご覧ください。収集もれを防ぐために、ご協力をお願いします。

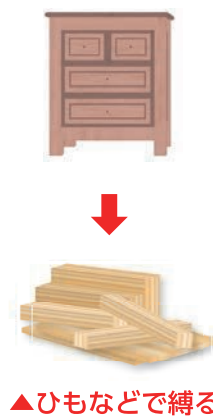


道路敷地などで集められた、落ち葉や刈り草などのごみを出すときは、環境センターに事前に連絡し、「透明または半透明のごみ袋」に入れて「道路ごみ」と記載した紙を貼るか、ごみ袋にマジックで書いて出してください。

有料の「指定ごみ袋」を使う必要はありません。

※連絡がない場合は、収集しません。

道路清掃ごみを出すときは



▲ひもなどで縛る

**解体したら
まとめてください**

粗大ごみとして、木製品(タンスや食器棚など)を解体して出すときは、解体したものを、ひもなどで縛って出してください。



▲川西町で発見されたドラム缶の不法投棄。なかには有害物質を出すごみもあるため、非常に悪質。

**不法投棄・焼却は
ダメ！絶対**

ごみの不法投棄・不法焼却は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に科せられる重罪です。絶対にしないでください。

最近、悪質な不法投棄が確認されています。不法投棄されたごみの処理は、土地所有者が行うこととなります。なお、不法投棄を発見した場合は、警察へ通報してください。

※環境センターでは、早朝・夜間の強化パトロール中です。あわせて、不法投棄防止のため啓発看板を設置しています。

中身を確認しよう

シンナーやペンキ・オイルなど中身が残っている容器は、受入れしません。

容器は中身を使い切ってから、識別マークに従って出してください。

※販売店や市が許可する業者に、処分を依頼してください。

**問い合わせを
いただきました**

▼「保冷剤」は何ごみ？

「一般ごみ」です。中身のゲルを分ける必要はありませんので、そのままの状態でお出しください。



▼「ガムテープやシールは、どうすればいいの？」

段ボール箱などに付着しているテープ類は、できるだけはがしてください。はがしたテープ類は、一般ごみに出してください。